

韓国官僚制論

(2)

— 政治発展との関連において —

田 中 誠 一

はしがき

第一章 韓国の政治・行政体系の歴史的遺産

第一節 李朝時代の遺産

- (1) 中央の権力獲得をめぐる「渦巻き」型政治システムの成立
- (2) 中央集権的官僚支配の脆弱性
- (3) 官僚的指導の脆弱性
- (4) 李朝の政治・行政文化

(a) 行動原理としての儒教主義

(b) 官職を致富手段とみなす思考と行動

第二節 日本植民地時代の遺産——「近代的」な抑圧官僚機構の確立(以上前号)

第二章 韓国官僚制の政治的枠組の成立とその基本的特徴

第一節 米国の冷戦政策の申し子として韓国の政治システムの成立

第二節 韓国の政治システムの動揺——李承晩ワン・マン体制(第一共和政)の

崩壊とつかの間の第二共和政(以上本誌)

第二章 韓国官僚制の政治的枠組の成立とその基本的特徴

第一節 米国の冷戦政策の申し子として韓国の政治システムの成立

一九四五年八月一日、連合国に対する日本の無条件降服によって六年有余にわたって戦われた第二次世界大戦に終止符が打たれた。ファシズムに対する連合国の熱い戦争は、一九四五年五月八日、ナチス・ドイツの無条件降服後、その終結が明確になるや当面の共通の敵たるファシズムを打倒するために結ばれていた連合国、とりわけその二大強国、米ソの間に戦後処理をめぐって亀裂が生じ、次第に冷い戦争へと転化していったことは周知の通りである。

韓国は冷戦体制が本格化するにつれてアメリカの冷戦政策の対象の地位に追い込まれて今日に至っている。一九四五年八月一日、日本の敗戦後、いわゆる三八度線を境に日本軍の武装解除を目的としてその北はソ連軍、南には米軍が進駐し、朝鮮民族はその意志に反して、三八度線を境に二つに分断されることになった。

日本の敗北が明らかになるや、八月一日以前にすでに地下で抵抗していた民族独立運動の諸派が呂運亨を中心に大同団結がはかられ、ついに日本の敗戦の報が伝わった八月一日に「朝鮮建国準備委員会」が結成された。そしてその指導下に各地に人民委員会が結成され、それは、事実上、日本の総督府行政官庁に代わって各地の政治権力を掌握し、中央政府の樹立へ向けて活動を開始していた。ついに八月二八日、「朝鮮建国準備委員会」は総督府から行政権全般の委譲を受けるまでに至った。そして九月六日、全国人民代表者大会をソウルに召集し、朝鮮人民共和国樹立を宣言した。こうして朝鮮人自身による自主的な政府樹立によって、三六年間の日本の従属から解放され朝鮮民族は独立国家として第一歩を踏み出そうとしていた。⁽¹⁾

しかし、その二日後の九月八日、仁川に上陸を開始した米軍はこの「朝鮮人民共和国」を承認せず、その抑圧とそれに代わる反共政權の樹立の方針を打ち出したことで、朝鮮民族にとって悲劇的な政治過程が展開されることになった。

上陸した米軍はまず、マッカーサー布告第一号・第二号によって、旧日本總督府の旧機構・法令をそのまま存続させる一方、宋鎮禹、金性洙など反共親日・親米韓国人数名を政治顧問にして、米軍の冷戦政策にそう行政組織の再編にとりかかった。すでに朝鮮人民共和国樹立を前提として朝鮮人の間に政党結成の動きが活発化していたが、北では「北朝鮮労働党」が、南では金性洙を指導者とする保守的な地主層を地盤とする「韓国民主党」などが、そしてその他の保守的階層を代表する「国民党」が各々創立された。²⁾

米軍は、これら韓国民主党、国民党など親日・右翼勢力と結んで、中道・左翼勢力によって樹立された「朝鮮人民共和国」の抑圧を断行した。その際、それまで朝鮮民族の抑圧機構のスタッフであった日本人警察局長をはじめ日本人警官(七〇%以上)を採用し、弾圧を企てた。こうして日本植民地時代の朝鮮民族抑圧機構はそのまま米軍政庁によってその冷戦政策遂行の手段として引き継がれ、朝鮮民族の自主的な独立国家樹立への動きはその芽を摘み取られてしまった。そして米軍政庁の指導下に温存された旧日本總督府の官僚機構は、のち、大韓民国の成立と共に、日本人官吏の帰国後、それまで末端の下級職を占めていた親日派韓国人下級官吏によって底上げ式に埋められ、新生韓国の官僚機構となったのである。³⁾ このことをある韓国の行政学者は次のように描写している。「一九四八年に成立した新政府は、こうした「總督府植民地官僚制の」『一枚岩的』な伝統を受け継いだ⁴⁾が、しかしすべての日本人官僚の引き上げによって、よく訓練された有能な官吏を欠くままであった。(ほとんど下級職の官吏であった)植民地時代の官吏の背景をもつ韓国人は、解放後高位の部署に押し上げられていたが、彼らはその前の主人から受け継いだ「伝統」を後生大事に守護して日本人のやり方を

まねた。こうして官僚制の中核は、教育歴の低い人々によって独占された。そして彼らの多くは、新しい時代の主要な社会・経済的・技術的諸問題に対して杓子定規的な見方しかできない総督府下級書記出身者であった。」⁽⁴⁾このように、一九六一年軍事クーデター勃発までの韓国の官僚制度は、旧日本総督府官僚機構を温存させたまま、親日派の韓国民主党系、国民党系の、そして後に李承晩にくら替えした旧日本総督府下級官吏を中核に、それを指揮するアメリカ帰りの政治家や米軍政庁の通訳として一躍国政に参与するチャンスをつとめた親米素人政治家を頂点として再編されたものであった。

このようにして、アメリカの朝鮮における冷戦政策は、民族独立国家樹立という韓民族の悲願とはかけ離れた方向で、次に述べるような経過を辿って「大韓民国」(本稿では以下「韓国」と記す)の成立へと直結した。

一九四五年一月二八日、モスクワで朝鮮問題を討議するため、米・ソ・英三国外相会議が開催され、期間五年間の信託統治案が決定され、同案を実現するためにその後数回、米ソ共同委員会が開催されたが、いずれの委員会も米ソの利害の対立によって失敗した。アメリカは朝鮮問題を国連に移して、そのイニシアティブの下に局面打開をはかった。その結果、一九四七年九月二三日、一二対二で朝鮮問題を国連総会議題にすることに成功し、同総会は、同年一月一日、国連臨時朝鮮委員会の監視下の全朝鮮の選挙の実施とそれに基づく新政府の樹立を決議した。しかし同決議にソ連が反対したために、三八度線以南においてのみ、一九四八年五月一〇日総選挙が実施され、一九八人の代議士が選ばれた。言うまでもなく、左翼勢力は米軍政庁の指揮下に入った旧日本総督府抑圧機構によって弾圧され、中道民族主義勢力も三八度線以南の単独選挙は民族統一を閉ざすものとして、選挙に参加しなかったために、主として制憲議会には親米・親日的な保守右翼勢力のみが代表されることになった。

五月三十一日、制憲議会が開催され、それは七月一七日憲法を公布した。この憲法に基づいて国会で大統領選

挙が実施され、李承晩が初代大統領に選出された。⁽⁵⁾ 李承晩は李朝末期の両班官僚の開明派の流れを組む「独立協会」の一員としてアメリカで民族独立運動に携わり、プリンストン大学で後にアメリカの第二八大大統領となる有名な政治学者ウイルソン教授の下で博士の学位を取得したことで在米朝鮮人僑胞の間で次第に権威をもつようになり、「三・一独立運動」後、上海で成立した大韓民国臨時政府の臨時大統領に推挙されたこともあり、日本敗戦時にはハワイにあって、保守右翼民族主義勢力の指導者の地位を確保していた。⁽⁶⁾ 彼は、アメリカ軍に支援されて、一九四五年一〇月一六日、マッカーサー元帥の専用飛行機に乗って帰国するや、米軍の力を借りて三八度線以南地域における単独政権の樹立につき進んでいった。もっとも彼と前後して上海の大韓民国臨時政府（日本軍の中国への進出と共に、蒋介石政権と共に、重慶に移ったので「重慶臨時政府」とも言う）を支えていた金九などの民族主義運動の大物政治家も帰国し、自分一人が民族独立運動の指導者であると称して政権掌握のリーダーシップをとるにはライバルが多すぎたし、その上、土着の民族主義勢力や、親日勢力が各政党に組織化されて、米軍政と協力しつつ独自の政治勢力として成長しているのを見て国内における自己の勢力基盤のないことを痛感せざるを得なかった。そこで彼はすでに七〇歳に達していたにもかかわらず、日本の植民地支配下で抑圧されていた燃えるが如き強力な権力欲が一挙に暴発したとしか思えないぐらい、権力獲得の亡者となって、海外から帰国した右翼民族主義者や既成政党に編入されていない右翼群小集団を糾合して「大韓独立促進国民会」を結成し、国内における自らの権力基盤育成に努力する一方、反共・反日を唱えて、米軍政庁から「アブ⁽⁷⁾」とあだなされるほど三八度線以南における単独政権の樹立をせかし、またたく間に右翼陣営のリーダーシップを獲得していった。

ところで三六年間の日本の植民地時代の苛政に苦しんでいた民衆は今にも独立した自由な天地が韓国を訪れるものと胸をふくらませていた。しかし、一九四五年一二月末、モスクワで開催された米英ソ三国外相会議で

五年間の信託統治後、朝鮮を独立国とするという決定が下されるや、民族独立国家の到来を夢みていた一般大衆の期待はあわ雪の如く消えていった。それまで左右を問わず、すべての政党は民族独立国家獲得の点で意見の一致を見ていたが、三国外相会議で独立達成の手段として信託統治案が提示されるや、それに無条件に反対する李承晩を中心とする右翼勢力と、それを支持する左翼勢力に分極化が始まった。その後三八度線以北では、朝鮮共産党を中心とする左翼勢力が実質的にソ連軍の支援下に土地改革を含めて下からの革命を遂行していった。それに反対する地主層を中心とする右翼勢力は南に下り、米軍占領地域における右翼勢力、とりわけ李承晩陣営に馳せ参じていった。というのは南下した北の右翼勢力も南には李承晩と同じく基盤がなかったから同病相憐れむという形で利害の一致をみたからである。北から南下した人々は「朝鮮民主党」と名乗り、その傘下に「西北青年団」という青年行動隊を組織していた。これは、言うまでもなく、李承晩を支える強力な支柱の一つとなる。

一九四五年一月三十一日、南の民衆は、独立の夢を裏切られて、信託統治反対デモに立ち上がった。李承晩は、この一般大衆の幻滅感を巧みに利用して、上海の大韓民国臨時政府の大統領だった過去の実績、つまり反日独立運動の指導者としての威信を背景にしてマス・コミを通じて自分を「国父」と宣伝させ、反託、反ソ、早期独立を主張して、世論を指導し、他方、すでに一〇月末から本格的に実行されていた米軍政府の左翼勢力弾圧と歩調を合わせて、自分のライバルになりうる中道・右翼民族主義勢力の指導者を次々に戦線から排除させていって、ついに一九四八年八月、大統領の地位を獲得したのであった。後に述べるが、彼の政治行動を規定したのは、儒教的事大主義と権威主義、そしてその権力へのあくなき貪欲と、権力の獲得・維持のための権謀術数であって、本質的に背広を着た李朝官人政治家であったといえよう。⁽⁸⁾

さて、政策といえば、反共・反日以外に何ら積極的なヴィジョンをもたない李承晩大統領の下で、一九四八

年八月一五日、国民主権(憲法第二条)の民主共和国(第一条)である大韓民国の樹立が内外に宣言された。

初め、韓国の政府形態として制憲議会の多数派を占める韓国民主党(以下民主党と略す)は、二院制に基づく議院内閣制を主張したのに対して、李承晩はアメリカ式の大統領制と一院制を主張し、結局、李承晩案が韓国の政府形態として採用された。しかしそれは全面的に採用されたのではなく、議会の多数派たる民主党の主張を一部入れたものであった。すなわち民主党の主張たる議院内閣制の中から「國務院〔内閣〕制」と「國務總理制」が取り入れられ、さらに議院内閣制の要素として大統領の政務には議会の信任を有する國務總理と所管部〔省〕長(國務委員〔大臣])の副署を要件としたこと、および國務委員の国会出席権等が採用された。結果的には、ワイマール憲法の大統領制に近い政府形態が形成されることになった。その具体的な特徴は次の通りである。

第一に、議会によって選出される大統領は国家の元首であると同時に行政府の首班である(憲法第五条)。第二に、大統領は國務總理・國務委員で組織される國務院を主催し、主要な国家政策を審議決定する(第五三条)。第三に、その任期は四年(第五五条)で再選は妨げられない。第四に、ワイマール憲法第四八条の緊急命令権の思想を取り入れて大統領は政治的・社会的、経済的危機に対処する緊急措置と緊急命令権、財産処分権という独裁権を保持した(第五七条)。しかし第五に、大統領独裁を避ける制度的装置も一応取り入れられていた。すなわち大統領と副大統領は國務總理または国会議員を兼ねることはできない(第五三条)。第六に、大統領の國務に関する行為は國務總理と國務委員の副署を要し(第六六条)、第七に、大統領以下の政府委員は国会に出席して発言するか、書翰で意思表示することができる(第六〇条)。第八に、国会議員と政府は法律案を提出することができる(第三九条)。また、司法関係においては、大法院(日本の最高裁判所)長以下すべての法官〔裁判官〕に対する任命権は大統領が保持し(第七八条・第七九条)、法律違憲審査権は憲法

委員会に与えられ(第八一条)、さらに地方自治についても、地方自治体は法令の範囲内で自治権が認められ(第九六条)、地方自治体議会も設置されることになっていた(第九七条)。

また、韓国の憲法には中国の孫文の五権分立の考え方が導入されている点は注目し値する。すなわち、行政府、立法府、司法府のほかに、独立の監察委員会と考試委員会という二つの別の機関を設けた点である。前者は行政全般にわたってその不正を摘発し、矯正することを目的とする政治のコントロール機関であり、後者は公務員の徴募を公正に行なう人事機関を独立させたものであった。

さらに憲法第二章「国民の権利および義務」(第八条、第三〇条)には国民の基本権を保持し、そのカテゴリーが列挙されているが、それは法律の範囲内において保障されるという但し書きがつけられていた。経済と財政についても統制経済思想の影響が強くにじみ出ており、例えば、地下資源の国有制、公共性を有する企業(運輸・通信・金融・保険・電気・水利水道・ガスなど)の国营ないし公営制(第八七条)、対外貿易の国家統制(第八七条)がその代表的な例である、そして農地改革も約束されている(第八六条)。憲法の国民生活に関する規定には、私権は公共の福祉に制約される点(第一五条)や国民の生活の基本的需要を充足させる社会正義の実現と均衡ある国民経済の発展を国民経済の基本と宣言する点(第八四条)、私企業の公営ないし国营化を法律によって可能にした点(第八八条)などワイマール憲法の社会権の思想の影響が濃厚にみられる。韓国が冷戦の申し子としてアメリカの極東政策の一環として生み落されたにせよ、憲法には二〇世紀の社会思想の先端部分を一応導入せざるを得なかったのは、北に樹立された共産主義体制との競合という面もさることながら、長い間日本の庄政下に苦しんでいた民衆の社会権への欲求が熾烈であったからであろう。

このように韓国の憲法は、政治制度としては、アメリカの大統領制とイギリスの議院内閣制の折衷であったが、李承晩の要求によって大統領制がより強く制度化されており、基本権や経済生活の領域ではワイマール憲

法の影響が強くみられる。⁽¹²⁾

さらに、ワイマール憲法の影響はそれのみにかぎるのではなく、これまで韓国の政治・憲法学者によって看過されている点であるが、実は、上述したまさに、大統領に関する規定に著しいのである。

大統領制と議院内閣制の折衷型政治形態はワイマール共和国の一四年間の憲法が証明しているように、議会が実質的に組閣能力と統一的な政策決定能力をもっている場合、議院内閣制として機能するが、議会がそうした能力をもたない場合、大統領独裁制に発展する可能性をもっていた。⁽¹³⁾ 事実、一九六〇年、李承晩が四月学生蜂起によって権力の座を追われるまで、後述するように、政党発展が抑制された韓国の政治過程は、李承晩が大統領職を拠点に専制的な權威主義的体制の樹立を企てて、議会を無力化して憲法改正を繰り返し、大統領独裁体制を樹立していった歴史とみてよからう。

第二節 韓国の政治システムの動揺

——李承晩ワン・マン体制(第一共和政)の崩壊とつかの間の第二共和政

第一節ですでに述べたように、三八度線以南における単独選挙(一九四八年五月一〇日)には信託統治に反対する右翼勢力のみが参加し、南朝鮮労働党を中心とする左翼政党は当然、これに反対した。次に、あくまでも主義主張を問わず朝鮮民族自身の手になる独立政府の樹立をはかっていた金九、金奎植ら右翼民族主義者や中間派は南北協商を主張して、その道を閉ざす単独選挙には反対し、選挙をボイコットした。⁽¹⁾

したがって制憲議会には、親日地主勢力の民主党や大韓独立促進国民会などの右翼親米勢力のみが代表されていた。制憲議会では、その指導勢力の民主党は、初め政府形態としてイギリス型の議院内閣制を採用して政權掌握を目論んだ。しかし彼らの力で議会によって大統領に選出された李承晩が、その権力欲をあらわにして

憲法起草委員会に圧力をかけて、民主党の議院内閣制案を抑えて大統領制色の濃い政府形態を強引に制憲議会において通過させてしまったため、その目論見は水泡に帰した。次に民主党は李承晩大統領が国務総理に自党の者を任命することに期待をかけたが、その期待に反して、李承晩はさまざまな右翼青年行動隊の結集団体の「民族青年団」長李範奭を国務総理に任命し、民主党無視の態度を示した。こうして初め、李承晩の与党的存在であった民主党と李承晩との政権をめぐる闘争が始まり、一九六〇年四月まで続くことになる。

韓国の主要な政党は、上述したように、反共・親米という点で一致しており、イデオロギーの対立はほとんどない。したがって一九六〇年四月、学生蜂起によって李政権が崩壊するまでの一二年間の政党間の対立は政権とそれが提供する官職・特権・利権をめぐる争いであった。一応、国民主権の民主共和制を標榜しており、共産主義体制と対峙している関係上、またアメリカの自由民主主義を権力の正当性原理として受け入れている以上、すべての政党は自由民主主義の手続き、すなわち選挙を通じてその権力の正当性を調達せざるを得なかった。もしそうした手続きが存在せず、守られないのであるのなら、韓国の政治体制は彼らが非難する北の一人党独裁体制と変わるところがなかったであろう。またそういう自由で民主的な選挙という手続きを経て、大韓民国が成立したが故にこそ、アメリカが中心となって決議された一九四八年一月二日付の国際連合総会宣言には「大韓民国政府が韓国内の唯一の政府である」とうたわれたのであった。そういう意味で、権力をめぐる争いは、アメリカおよび国連から正当であるとみられる手続きに基づいて展開されなくてはならなかった。

李承晩に翻弄されて政権から疎外された民主党は、議会に多数派を擁していたので、議院内閣制の方向に改憲して政権への切り札を握ろうとする戦略をとり、他方その挑戦を受ける李承晩大統領は、四年後に訪れる大統領選挙をにらんで議会による大統領選出方法では再選される見込みがないので、大統領の国民直接選挙制に切り替える改憲を構想することになり、両者は、つかの間の密月時代から対立・対決へときき進んでいった。

こうして韓国の政治過程は今日に至るまで国家権力の最高指導者である大統領の選出方法や終身化をめぐる政権党の改憲志向とそれに反対する勢力間の闘争としてあけられるというパターンが作られていった。

ところで、韓国政府樹立後大統領と議会多数党との間のこのようなコップの中の争いを許さない政治状況の先鋭化がまさにこの韓国政府樹立と共にその足許において進んでいたのであった。一九四五年九月八日、仁川に上陸した米軍人の一人であり、その後八回も韓国を訪れ、ずっと韓国政治を研究しているジョージ・タウン大学中ノ関係研究所のヒントン教授は、韓国の悲劇の原因は地政学的条件にあり、朴政権以降の軍事政権は他の発展途上国と比べて地政学的、歴史的な悪条件下にもかかわらず、よくやっているのではないかと、全斗煥政権を擁護する著作『新しい指導者の下にある韓国——第五共和国』⁽⁴⁾を最近著わしているが、その中で李承晩政権が当面した危機として、左翼の反乱、北からの圧力、経済的困難の三つをあげている。⁽⁵⁾

もともと日本は植民地経営において朝鮮を農産物原料供給地としか考えていなかったが、一九三〇年代に入つて、大陸進出の本格化と共に朝鮮を兵站基地化する政策転換を行ない、地下資源の豊富な北朝鮮には、鉄鋼、化学、発電などの近代的重工業を、そして南の韓国の領域には精米所、紡績工業などの軽工業を配置し、朝鮮の工業化を進めていった。もともとそれは、あくまでも、日本の利益のためであつて、朝鮮人のためではなかったことは論をまつまでもない。解放後、日本人の引き上げと共に、すべての工業は朝鮮人の手に渡つたが、日本の利益のためとはいえ、一応、朝鮮半島内において有機的つながりをもっていた工業の配置が三八度線で二分され、南の韓国では、工業化の基幹産業が欠如しており、産業の跛行状態は否み難いものがあった。

その上、近代企業の経営能力をもつ企業家や専門技術者が育成されていなかったため、日本人が残していった紡績工場などが再開されても、その成果はかんばしくなかった。米軍政はまとまった経済政策を持たず、日本人から接収した工場等の不動産(韓国では「敵産」という)の払い下げをやるぐらいであつたので、インフレ

と相まって経済秩序は混乱した。さらに日本に強制徴用や連行された人々や、または日本の植民地化過程での土地収奪によって土地や家を奪われ、日本や満州に流浪せざるを得なかった百万を越す流出民が帰国し、さらに北からは政治難民が日毎に増大していった。こうした外からの大量帰還民の増大を吸収しうる経済規模の拡大は構想さえされなかったので、経済は破局へ向ってまっしぐらに進むかのような様相を示した。民衆は、解放と共に独立国の自由な市民としてすばらしい生活が約束されるものと胸をふくらませていたが、その夢はすぐに消え、厳しい生活苦と無秩序が彼らの生活を脅かした。こうして、大韓民国成立期と前後して、南北統一国家、朝鮮人自身の「人民共和国」実現を標榜して単独選挙に反対し直接行動に訴える都市労働者のゼネストや大衆デモや暴動があちこちに続発していった。とりわけ、济州道では単独選挙を封じるためにゲリラ隊が警察署を襲撃し、それをきっかけに島民が武装蜂起するところにもまで先鋭化していった。⁽⁶⁾

李政府は反乱六カ月後の一〇月二〇日に、济州道と連絡船でつながっている麗水の軍隊に济州道ゲリラの鎮圧を命じたが、その軍隊が反乱を起こし、警察署を破壊し、悪徳地主を処罰し、その支配下の各地に人民委員会を組織し、「人民共和国万歳」を叫んだ。こうして韓国の西南部分は「人民解放区」化する危機に直面した。李承晩政権は、一九四八年一月二〇日、日本の治安維持法を一層改悪した「国家保安法」を制定し、下からの反政府活動の徹底的な抑圧に乗り出した。おそらく、この時期を前後して、どれだけ多くの有為な人材が「アカ」というレッテルをはられて非人道的方法で逮捕・拘禁、ひいては虐殺されたかは分からないであろう。韓国の政治・行政システムは、その生誕の時から、その主要な目標が秩序維持と統制に置かれたことは以上の事情から理解されよう。したがって李承晩政府の秩序維持と統制の行政システムの整備においては、第一に、旧総督府の下級警察官を幹部とする警察組織の強化をはかりながら、それを補完するインフォーマルな組織として巷にあふれている暴力団と、失業青年を組織した青年団体を積極的に活用する政策がとられた。

一九五〇年六月二五日北朝鮮軍の韓国への侵入によって北からの圧力は戦争へと発展し、韓国における下からの民衆の反政府活動の持続という状況の下で、一カ月足らずの間に釜山とその周辺を除く全韓国は北朝鮮軍によって占領されてしまった。韓国政府は釜山を臨時首都に定め、マッカーサー元帥指揮下の国連軍の応援を得て、九月十五日、国連軍の仁川上陸によって態勢を立て直した。国連軍の三八度線突破と、中国軍の参戦などで紆余曲折はあったが、一九五三年六月休戦の成立によって、熱戦は再び冷戦に変わった。

朝鮮戦争は李承晩政権にとって祝福であったといえよう。というのは、国家のウルティマ・ラティオ(ultima ratio)の軍隊の一部の反乱に象徴されるように、朝鮮戦争勃発期まで、李政権は極度の不安定の連続の中に喘いでいたからである。その上、一九四九年、中国共産党による中国人民共和国成立によってアメリカの極東政策も一時修正されて、軍事顧問団を残すのみで、米軍の韓国からの撤退が始まった。唯一の頼みの綱の米軍の引き上げによって李承晩政権は危機のどん底に陥っていた。⁽⁸⁾そこに、北朝鮮軍の侵入である。アメリカは再び、極東における対ソ前進基地として韓国を見直し、直ちに参戦し、全力をあげて李政権をより立てるようになった。その上、共産主義に深い期待を託していた民衆も朝鮮戦争でひどい苦しみを受け、北朝鮮の共産主義体制の「実態」なるものを実物教育され、北や共産主義に動かされなくなり、まさに反共が骨の髄までしみ込むほど反共精神に凝り固まることになり、反共が国といわれるぐらいまでに全国民にセメント化されていった。⁽⁹⁾こうして李政権は朝鮮戦争という神の助けで内外の深刻な危機から脱出することができたのである。以降アメリカから三六億ドルの復興援助を得て、李承晩ワン・マン体制が確立されていくことになった。

李承晩大統領は、議會を思うままに動かすために、有力政党の幹部に國務総理(首相)ないし閣僚の地位を提供して、それを無力化させ、さらに、選挙では言語に絶する不正手段で自分にはむかう政党を弾圧ないし過少代表するよう投票のすりかえなどの不正手段を行政機関、とりわけ警察を用いて敢行した。⁽¹⁰⁾その政治過程を

時系列的に追うと次の通りである。一九五〇年五月三〇日、任期二年の制憲議会の会期も終わり、第二代国会選挙が行なわれたが、上記の方法でも、李承晩大統領は自分の思うままになる議会多数派を作り出すことができなかった。そこで新党結成の必要性を痛感した李承晩大統領は、一九五一年九月、独立促進国民会、青年団、農総、労総などの勢力を結集して「自由党」の創立に動いた。しかしこの自由党も李承晩の国民による大統領直接選挙制と両院制を内容とする改憲案を支持する院外派と、それに反対して大統領間接選挙と単院制の現行憲法擁護者の院内派に分裂し、同名異体の二個の自由党が成立した。こうして議会多数派工作はまたも失敗し、当然、一九五二年一月、彼の改憲案は議会で否決されるはこびとなった。李承晩大統領は警察を中心とする国家の統制機構をフルに回転させ、さらにマス・コミを独占するなら、民衆を思いのままに動員できるということを、帰国後、反託運動の指導の過程で熟知していた。上の権威に弱い遅れた民衆の習性と、個人が宗族組織の下で自主的行為がとられない韓国人の儒教的行動様式を徹底的に利用する方向で事態の改善をはかるとはかった。大統領の改憲案をほうむった野党は逆襲に出て、議院内閣制を骨子とする改憲案を用意するにつれて、両者の対立は対決へと進んでいった。李承晩大統領は院外自由党、マス・コミ、国家官僚制の三位一体の協力体制をととのえ、彼の改憲案を支持する下からの官製の国民運動を起こさせ、五月二六日に臨時首都釜山に戒厳令を發布し、ある議員は北との内通の嫌疑をかけて「アカ」としてほうむったり、またバスで登院中の議員数十名を憲兵隊に強制連行させる（これを「釜山波動」と韓国では言う）などあらゆる脅迫手段を用いて、七月四日、彼の改憲案を通過させた。

そして八月五日、第二代大統領選挙は直接選挙制で実施され、大統領に李承晩、副大統領に咸台永が当選し、李承晩の目論見はようやく実を結ぶことになった。⁽¹⁾李承晩の権力欲はそれとどまらなかつた。今度は大統領三選規定をとり除いて大統領終身制に改憲することを決め、一九五四年九月六日、議会に初代大統領に限

って死去する時まで立候補することができるといふ改憲案を出す、在籍議員二〇三名中、可一三五、否六〇、棄権六、無効一、欠席一で、憲法改正に必要な在籍議員二〇三名の三分二の一三六一一票不足で、自由党の議長は否決と決定した。しかし自由党は翌日、在籍議員二〇三名の三分の二は一三五・三三であるが故に、理論上自然人を整数でない小数点以下までに分けることができないので、四捨五入の数学の原理により、近似値の整数は一三五であるが故に、一三五票の賛成をもって、同改正案は通過したものと見解を発表し、政府もそれを了承した。これをいわゆる「四捨五入式改憲」と称するが、これによって、李承晩の永久政権への道が切り開かれた。⁽¹²⁾

新しい改憲案によると、初代大統領に限り終身制が可能となり、大統領が死亡等で欠ける場合、その職を副大統領が継ぐことになっている関係上、一九五六年五月一六日実施された正副大統領選挙の関心は誰が副大統領になるかという点に集まった。李承晩は、その一族の国会議長で自由党副総裁の李起鵬を副大統領に指名した。これを迎え打つ恰好となった野党陣営をみると、制憲議会の多数党であった民主党は李承晩政権のあらゆる骨抜き政策によって弱体化し、それは態勢挽回をはかつて、「釜山波動」を契機に重慶臨時政府系の申翼熙、李青天などと結合して「民主国民党」に生まれ変わった。しかし、第三代国会選挙(一九五四年五月二〇日)では定員二〇三議席の中一五議席しかとれず、さらに勢力の立て直しをばかり、一九五五年九月に院内自由党の中の反李承晩や北から南下した朝鮮民主党と合同して民主党に発展的に解消した。⁽¹³⁾ 同党は権力志向の政治家の集まりであるために、党首も置かない奇妙な政党で、内部では、北から南下した興士団系統の張勉を指導者とするグループと申翼熙、趙炳王、尹譜善などを指導者とするグループに再分裂する可能性をひめている。⁽¹⁴⁾ つまり同党は単に李承晩永久政権反対の線で結ばれた集合体にすぎなかった。したがって、正副大統領選挙にも党内バランス均衡策が反映されて大統領候補に申翼熙、副大統領候補に張勉が指名された。この自由党と民主党の

ツプの中の争いに、第三党の進歩党が党首曹奉岩を大統領候補、朴己出を副大統領候補に立てて参入してきた。同党は、一九五五年末、祖国の平和統一と社会民主主義を標榜して結党された革新政党である。⁽¹⁵⁾選挙期間中、民主党の申翼熙大統領候補が折よく死去し、自由党政府は、上述したように「組織的計画的」に官憲を最大限に利用して不正選挙を行ない、李承晩を終身大統領に当選させることに成功した。しかし副大統領に野党の民主党の張勉が当選し、李承晩永久政権の一角にはころびができてきた。⁽¹⁶⁾

三選を果たした大統領李承晩は李起鵬の息子を養子に迎え、李承晩王朝の確立を夢みるようになった。⁽¹⁷⁾他方、主要な政党が塗炭の苦しみの中にあえぐ民衆の利益の表出ないし代表を行なうのではなく、政権欲にかられて離合集散を繰り返している間、その間隔をぬって虚をつくり形で革新政党の進歩党が出現したが、李承晩政府は大統領選挙後直ちにその弾圧にのり出した。一九五七年一月国家保安法違反で進歩党々首曹奉岩以下幹部を拘束し、北のスパイとして一〇月死刑に処し、同年末、国家保安法のさらに一層徹底した改悪を断行し、翌年の二月、民主党系の大新聞「京郷新聞」を廃刊処分した。⁽¹⁸⁾そして翌年一九六〇年三月一日、第四代大統領選挙で野党民主党の大統領候補趙炳玉（選挙期間中、病気のためアメリカの病院に入院中または死去す）、副大統領候補張勉に対して、大統領候補に李承晩、副大統領候補に李起鵬を立て、前代未聞の不正選挙で正副大統領職を自由党が独占し、李承晩王朝確立も現実化するかに見えたが、あまりにもひどい言語道断な弾圧と不正選挙に押えに押えられた一二年間の不満が一挙に爆発して、四月一九日の学生蜂起となり、李承晩ワン・マン体制は歴史の波に洗われることになった。⁽²⁰⁾

一二年間の李承晩政権をふり返って見て、なぜ、一人のアメリカ帰りの老人がこれほどまでに強権を振るう体制が作られていったのかを分析すると次の点に気付く。第一に、民衆の正当な利益を表出・代表すべき近代的政党がまだ成長しておらず、政党とは名ばかりで、それらは政権やそれにつらなる官職特権・利権を求めて

相争う獵官主義者の集合体にすぎなかったという点である。つまり、政党間の対立は、李朝の党争と異なるところがなかったと言っても過言でなかったのである。第二に、反共「兵营国家」の韓国には、社会問題を解決する社会民主主義的なオルターナティブは許されず、そういう志向を示す一切の勢力を進歩党弾圧にみられるように強権で抑圧し、その芽をつまみとられてしまい、その結果、政治は、政権を掌握した者の個性とその権力操縦のスタイルが反映されるということになったという点である。したがって、自分以外に韓国を指導できる人間はいないという過剰な自信と自負心をもった固陋な老人の恣意が政策決定に反映され、その非一貫性と非能力さが目立ったのは当然であつたといえよう。⁽²³⁾そして、彼の権力操縦技術の巧妙さはその人事政策にあらわれていた。

李承晩一二年間の治政の研究で、京都大学で猪木正道教授の下で法学博士の学位をとった閔寛植氏は、李承晩の権力維持のための巧妙な人事政策を次のように説明している。野党の民主党は李承晩独裁に反対しながら、その指導的人物はほとんど彼の官職提供にとびつき、利用された。例えば、第二代副大統領となった張勉は、李承晩政府の下で駐米大使、國務總理という要職についた経歴をもち、民主党の第四代大統領候補の趙炳玉は李承晩政府の内務長官を歴任しているということである。「つまり、李承晩は、できるだけ有能な人士を登用せず、無能力で自己の意志に従順な、いわゆるイエスマンを選んで登用する傾向が多分あるばかりでなく、必要あつて有能なる人材を登用することがあつても、その人材が国民の人氣を得て勢力を扶植する気配が少しでも見えれば、過誤の有無にかかわらず何かの口実を發見して無慈悲に罷免させる習癖をもつていた」⁽²³⁾と。要するに、獵官主義の群小政治家が官職をめざして渦巻き、形式的には「選挙」を通じて権力の正当性を調達する手続きをとるが、その実態は暴力専政支配体制にはかならなかつた李承晩体制下では、李承晩の巧みな権力操縦政策に群小政治家がおどらされており、彼をのり越えて彼にとって代わる政治家は生まれようがな

ったのである。なぜなら、時代の差し追った問題を解決する政策を打ち出す政治家は、監獄以外に行き場所がない国では、李承晩以上の権力亡者以外は彼をのり越えられなかったからであろう。第三は、文武官僚制を占めるすべての人物が大小の猟官主義者であり、利権主義者であつてみれば、国家官僚制が官職任命権をもつ李承晩とその与党の自由党の私兵と化するの⁽²⁾は当然であつたといえよう。したがつて、「公務員の中立性」という概念がアメリカの自由民主主義と共に輸入されても、それは「お題目」に終わつてしまい、官僚制の奥深くにまで腐敗・汚職が浸透・充満していったという点である。

最後に、李承晩政権一二年間を行政レベルでもう一度ふり返つて整理してみると次のような像が浮かび上がつて来る。

まず朝鮮戦争勃発までの約二年間、上述したように、旧日本総督府官僚機構が温存され、その末端にいた韓国人の下級官吏が一挙に高級官僚に押し上げられ、中級・下級職は、政党政治のスポイル・システムの対象となつたこともあつて、全く行政的経験のない者が政治的に任命されて、韓国官僚組織が確立されるようになった。一応、形式的には官僚制度が確立されたかに見えるが、それを運用するスタッフは、その上部において、旧日本総督府の「伝統」を守ろうとする植民地時代の下級官吏が李承晩政権の「反日」政策のかけ声に内心戦恐々して李承晩の命令には専門職の立場から不可能なことも、その地位を保持するために黙従し、行政の中立性は反古にされた。さらに中・下級職はスポイル・システムの対象として絶えず未経験者が任用されるようになった。したがつて、形式的には官僚制度が確立されていても、その実態面からすると、近代行政組織からはほど遠いものであつたことは論をまつまでもない。しかもこの官僚制度がさらに政治力学の渦巻きの中に巻き込まれていたために、それは国益の奉仕者どころではなく、李承晩ワン・マン支配の専政的道具と化していったことは上述した通りである。

政治は「社会全体のための有権的な価値配分」であるというD・イーストンの⁽²⁵⁾定義を韓国の政治に適用してみると、官僚組織の奇怪な姿が次のように浮かび上がって来る。

米軍政庁は、日本人が残していった不動産、すなわち「敵産」を没収し、その占有者に払い下げを行なったが、一九四八年成立した李承晩政権は、再び「敵産」の払い下げをやり直し、敗戦後日本人が残していった価値の再配分を試みた。これは全韓国民を巻き込んだ価値の再配分をめぐる争奪戦であったが、この争奪戦において官僚は政治家と共に、大きな分け前をせしめることに成功した。さらに、朝鮮戦争勃発後巨額の戦争物資がアメリカから搬入され、その横流し、横領等で、官僚は巨大な利潤を生む金のタマゴとなった。このように官僚機構を通じて、アメリカの戦争物資、その後は再建援助物資等が本来の目的に用いられるのは少なく、ほとんどが官僚の利権に化けたことによって官僚そのものが商業資本主義的投機の対象となった。⁽²⁶⁾

こうして、李承晩政権の中枢にいる政治家、それを支える官僚派閥を中心に、官僚が致富の源泉として売買されるまでに至り、第三世界の一部分にみられる腐敗した買弁官僚資本主義の様相が当時の韓国にも色濃くみられるに至った。すべての人間が中央の李承晩政権という磁石に引きつけられるかのように、利権を求めて蟻のごとく、官職あさりをやり、その結果、中央のソウルを目がけての人口の大移動が生まれた。その社会的流動性を加速させたのは朝鮮戦争であった。戦争によって人々の間のあらゆる身分的差別意識は払拭され、約五〇〇万人が難民として北から南に移り、彼らは住みなれた故郷を離れてソウルか道庁（日本では県庁にあたる）の所在地たる大都市に集まり、休戦を迎えたとき、韓国は全く変わった社会になっていた。これほど激しい社会変化をわずか五、六年の間に経験した民族もまれであろう。こうした激しい都市化現象と社会的分化の傾向は、一九六〇年李承晩政権の崩壊まで続いた。⁽²⁷⁾

李承晩を権力の座から追い払った学生、そしてその後ででき上がった民主党の張勉政権を強権でとって代わ

った軍部は、実は朝鮮戦争を契機に促進された都市化現象と社会的分化の産物そのものであったことは注目し値する。李承晩政権は、こうした激しい社会変化に何ら積極的な対策を講じることなく、国家保安法をたてに一切の改革を「アカ」の名で封殺し、現状維持にのみ汲々として、ただ、アメリカの援助物資の争奪にのみ狂奔したのみであった。国民の一部から「国父」と仰がれながら、政権の座から追われた李承晩の運命は、必然であったといえよう。なぜなら、彼は、上述したように、時代的難問を解決する積極的な政策を策定し、それを実行するのではなく、ただ「反共」・「反日」政策だけでは、その間の激変した社会の政治的・社会的争点を解決することはできなかったからである。

一方、上述したように、李承晩以降の韓国政治を規定する二つの要因は、朝鮮戦争を契機に生み落され、成長していった。その一つが大学である。李朝では、官職へのチャンスは「科挙」に合格することであったために、上述したように、大学ないし郷校、書院が李朝の官僚派閥の権力の拠点となっていた。したがって大学とか学問が官職という絶対的価値を獲得する手段として尊重されていた。こうした傾向は日本統治下においても顕著であり、韓国成立と共に、それは拍車がかかり韓国民の政治文化の基本にまでなってしまった。なぜなら韓国政府も官吏任用の方法として日本の高等文官試験をモデルとする考試制度を実施し、一応官僚組織の近代の再生産を始めたからである。とはいえそれは、初めは情実によって歪められ、官職を獲得する手段としかみられなかった。しかし、官職が制度として確立されると、社会の底辺にあって、権力の磁場から遠い人々にとっては、権力に近づく唯一の道が官吏になることであると信じ、皆がこぞって大学へと進んでいった。こうした社会的背景に、朝鮮戦争後は特に、全国のいたるところに雨後の竹の子のように大学が新設され、貧しい農民は、唯一の財産であった農耕牛まで手放して、子弟の学資にあてるといふ涙ぐましい物語が伝えられるほどであった。こうして教育発展は飛躍的に進んでいった。⁽²⁸⁾ところで、官職はスポイル・システムの対象となつて

いる以上、形式的な「考試制度」を通じて権力へ接近することは幻想にすぎないと多くの官職志願者にはすぐに認識され、既存の政治システムに対して不満をいだく失業インテリ層を多くかかえる結果となった。就職できない彼らは、大学に残り、卒業しても就職できないことを知っている後輩と共に、現状打破のエネルギーを蓄積していったと言っても過言ではなかった。このようにして、青年層の政治化は加速されていった。さらに北から下ってきた五〇〇万人の難民は都市に住みつき、その生活基盤確立に大きな影響力をもち政治に多大な関心をもち、次第に彼らの間でも政治意識の高まりがみられていった。³⁰⁾

以上のような社会的危機を解決する方法は、秩序ある経済システムを作り出しそれを土台に経済規模を拡大させて生産の拡大によって官職以外の職場をふやして失業者を吸収し、さらに行政組織が与えたと約束する価値に匹敵できるものを提供できる競合的組織、たとえば近代的大企業を設立するなどして、パイを大きくし、国民の志向する価値を多元化するほかにはなかったであろう。李承晩政権は、こうした社会的危機も認識できず、さらにそれを打開する構想すら打ち出すことなくついに現状打破を要求するデモによって権力の座から追われた。

一九六〇年三月、振り子は反対の極に振られ、民主党の主張が入れられて議院内閣制を骨子とする憲法改正案が可決・即日施行された。七月二十九日、第五回国会選挙が行なわれ、民主党は民議院の定員二三三議席のうち一七五議席を、参議院の定員五八議席の三一を各々獲得し、圧勝した。ところでそれは、民主党が国民の圧倒的支持を得たことを意味しなかった。一二年間抑圧されていた民衆の自由と社会改革への要求を代表する政党が欠如していた韓国では、李承晩ワン・マン体制と戦った野党の民主党以外に選ぶ選択の幅がなかったため、国民は民主党を選んだままであり、このことに注目すべきであろう。

選挙後、久しく待望した政権をとった民主党ではまもなく内部でより大きな獲物をめぐって対立が表面化

し、直ちに新派と旧派に分裂した。議院内閣制に改憲した以上、政治の中枢は國務總理職であることは言うまでもない。この總理職に新派の張勉が就任し、お飾りの大統領には旧派の尹潽善が就任して、第二共和国が船出した。⁽³¹⁾

この張勉政権は、政党政治のルールに立って自力で政権を勝ち取ったのではなく、学生蜂起によって棚からぼたもち式に他律的に手に入れたものであった。したがって、「韓国民主主義の守護者」たる学生の要求には抵抗できなかった。そればかりか、李承晩時代の反動として、言論、表現、集会、示威の基本権を一応先進国並みに保障せざるを得ず、蓄積された民衆の要求が多様な方法を通じて表明化されるようになった。まず、李承晩専政暴政を担った上・中級官吏や自由党政治家の追放と処罰を要求したので民主党はそれを即刻実行に移さざるを得なかった。しかしそれは、近代的な法手続きを経て行なおうとしたために、時間がかかり、なまぬるいという感じを民衆に与え、民衆は直接行動に訴えて、その多様な要求の実現を政府に迫ろうとした。軍事クーデターで倒れるまでの一年間に、約二、〇〇〇の多種多様なデモが繰り広げられ、その参加者は九〇万人以上であったという。韓国のある学者はこの時代を「暴徒支配」(Mob rule)と規定しているが、このことは張勉政権が問題を解決するリーダーシップに欠けていることを象徴するものであった。ヘンダーソンが新派と旧派の関係を「便宜の結婚」と称していたが、この両派の関係も時がたつにつれて悪化し、ついに一二月に入つて、すなわち民主党政権発足後二カ月足らずで、旧派は民主党から離れて「新民主党」を創立し、野党の立場をとるようになった。⁽³²⁾ こうして民主党政府は、民衆の切迫した諸要求に答える社会改革、秩序ある経済秩序の確立などの諸問題に有効に対処するどころか、新民主党との権力闘争という泥沼に陥っていった。

李承晩体制の崩壊後、自由を取り戻した韓国では、その当面する国民的問題に関する情報も比較的正しく伝わり、それを解決するさまざまなオルターナティブの構想も打ち出されていった。時代の問題に最も敏感に反

応した学生の間に、韓国のかかえる問題の根底に南北分断があることに気付き、学生たちは翌年の一九六一年五月、北の学生と統一問題を話し合うために、北へ向かって行進が計画されるなど反共体制の枠をはみ出る動きが顕著になってきた。⁽³⁴⁾これに危機を感じとったシグナルの点滅は、一九六一年五月一六日、反共体制の警報装置を作動させ、軍事クーデターとなって政治の振り子はまた逆の極へと振られていった。⁽³⁵⁾

ひるがえって張勉政権時代を行政レベルで考察すると、それは確かに派閥闘争と政権争いにふけてはいたが、状況にセキ立てられてそれなりに事態に対処しようとしていたことが分かる。すなわち、張勉政権は社会的危機の本質がある程度見抜き、一九六一年初め経済五カ年計画案を作成する一方、公正な「考試制度」による新卒大学生二、〇〇〇人の公務員任用特別計画を発表した、⁽³⁶⁾しかしそれらは、一九六一年五月一六日軍事クーデターで実行に移されることなく紙上の計画で終わっているのである。この二つを実行したのはほかならぬ軍事政権である。

さて、上述したように、朝鮮戦争は同族が血をもって争う不幸な戦争であったために、それは、韓国民に対して戦争における非人間的行為が社会主義ないし共産主義であると規定する政府の宣伝を容易に受け入れさせる実物教育の役割を果たした。以後、韓国では反共が国是に祭り上げられ、イギリス労働党型の社会民主主義ですら受け入れられない強直な反社会主義的政治文化が人為的に作り上げられていった。つまり、穩健社会民主主義ですらすべて共産主義とみなし、場合によっては社会的正義の要求すら、すべて「アカ」として抑圧されることになった。その過程で、北朝鮮の脅威に対抗するために、六〇万人を越す巨大な軍隊がアメリカの援助によって作られていった。旧日本総督府官僚機構の延長物にすぎない韓国官僚組織はそれ自体利権集団化しており、それ自体ではアメリカの極東政策を遂行する上で有効な手段としての役割を果たしうる質のしるものではなかった。それに比べて相対的に「クリーン」で能率的な新しい官僚組織として軍隊が並行して朝鮮戦争後

作られていった。そして将来の幹部候補生を養成する士官学校も相対的に公正な試験によって学生を選抜し、反共エリートとして養成するようになった。貧しい社会的底辺にいた優秀な学生たちは官職を目指して比較的に入り易い士官学校に殺到し、間もなく士官学校は超エリート校として格上げされるようになった。同校を卒業した者はアメリカの士官学校に派遣され、反共イデオロギーと同時に合理的な行政能力を身につけて帰国し、アメリカ軍隊をモデルにした新しい軍隊の中核となった。利権集団と化した文官官僚組織と比較して、相対的に合理的で近代的なもう一つの官僚組織が一九五〇年代に韓国で作られたことに注目する必要がある。朴政権の組織的基盤は、まさにその軍隊という近代的官僚団にあったからである。筆者が相対的に「合理的で近代的」という形容詞をつけたのは軍隊も韓国の広い意味での官僚組織の一部であってみれば、当然利権集団化せざるを得ない要因を内在しており、事実、その上部は利権集団と化していった。しかし、そうした事態をはね返す力がその内部で作られていたことを証明したのが、ほかならぬ軍事クーデターであったといえよう。

注

第二章 第一節

(1) 宋建鎬著『日帝支配下の韓国現代史』五二六～五三〇頁。劉浩一著『現代朝鮮の歴史―第二次世界大戦後の朝鮮』三一書房 一九五二年 九～一六頁。G. Henderson, op. cit., pp. 117-119.

建国準備委員会は、九月六日ソウルで召集した全国人民代表者会議で、朝鮮人民共和国成立の宣言と共に朝鮮人民共和國臨時組織法を採決し、人民委員五五名、同候補委員二三名、顧問一二名を選出した。その構成メンバーは、主席李承晩、副主席呂運亨の他、金九、許憲、曹晩植、金性洙、李康石、金日成など民族主義者であれ共産主義者であれ、日本帝國主義と戦ったすべての著名政治家をほとんど網羅しており、汎民族的な統一組織の様相を示していた。しかし米軍進駐前に、朝鮮人の意志を統一した自主的組織を急いで作って置くこととしたことから李承晩など海外にいた指導者本人の了承を得ないまま彼らを人民共和国の主席や人民委員に任命しており、その拙速主義と組織論の弱さを露呈してい

た(旗田巍編『朝鮮の歴史』 二六一〜二六二頁)。

- (2) 「新東亜」編輯室編・鈴木博訳『朝鮮近代史年表』(以下「新東亜」年表と略す) 三一書房 一九八〇年 一七八〜一七九頁。解散後、大韓民国成立までの国際政治的関係については、関寛治・高瀬浄編『朝鮮半島と国際関係』 晃洋書房 一九八二年 一〜五七頁。D.F. Fleming, *The Cold War and its Origins, 1917—1960, 1961*, 等参照。また内政の政治過程については韓国語で書かれたものとして次のものがある。宋南憲著『解放三〇年史』 ソウル 成文閣 一九七五年、朴文玉著『韓国政治論』 ソウル 博英社 一九六三年、李起夏著『韓国政党発展史』 ソウル 議会政治社 一九六一年、韓大壽著『韓国政党史』 ソウル 新太陽社 一九六一年等。また韓米関係やアメリカの韓国政策に関して次のものを参照せよ。F. Baldwin, ed., *Without Parallel: The American-Korean Relationship since 1945, 1973*; Soon-Sang, Cho, *Korea in World Politics, 1940—1950, 1967*.
- (3) 日本降伏時の朝鮮の警察力は半島全体を通じて約二万三千人を数えていたが、その約四〇%に当る約九千人が朝鮮人で、そのほとんどが下級警察官であった。一九四六年初頭までに、約一万四千人の日本人警察官は免職させられ送還され、にわか作りの一万五千人の韓国人警察がその穴を埋めた。治安に神経をとがらせていた米軍政府は、他のどの組織と比べより多い六三人もの顧問団を警察に送り込み、警察を指揮した。総督府時代の経済警察・思想警察は解散され、衛生警察は公衆衛生局に、警邏業務は機動隊に分割・再編されたが、警察権力は強化された。総督府時代の朝鮮人警察の八五%が現職に留任し、北朝鮮で対日協力の故に告発され、南に逃亡してきた多くの警官が警察に受け入れられた。しかもその多くは彼らの同胞を逮捕し、拷問したという残酷な記録の持主であった。一九四六年七月には警察官は二万五千人を数え、彼らの剣や根棒は米国やアメリカのライフル銃や機関銃にとりかえられた。米軍政府自動車を提供し、電話とラジオ網など通信施設も整備し、ほとんど二年間、警察だけで韓国秩序の維持につとめた(G. Henderson, op. cit., 142—143)。
- (4) Bae-ho, Hahn, *The Authority Structure of Korean Politics*, in: E.R. Wright, op. cit., p. 307.
- (5) 関寛植著『韓国政治史—李承晩政権の実態』 世界思想社 一九六七年 一一〜一八頁。
- (6) 一九四五年まで李承晩の経歴やアメリカにおける彼の政治活動については Chonsik, Lee, op. cit., p. 149, pp. 167—169, Youn-Soo, Kim, *Modernes Korea: Geschichte und Politik 1860—1960*, Kiel 1974, S. 146—153, 関寛治・高瀬浄編 前掲書 一一五〜一二〇頁。なお李承晩の伝記は英文では次のものがあつた。R.T. Oliver, Syngman Ree: *The*

- man behind The Myth, London, 1958; R.C. Allen, *Syngman Rhee: An Unauthorized Portrait*, 1960.
- (7) H.C. Hinton, *Korea under New Leadership: The Fifth Republic*, 1983, p. 8.
- (8) G. Henderson, *op. cit.*, pp. 148—160.
- (9) ワイマル共和国の大統領制がはらむ独裁制への傾向を国法学的マブローチによって論究したものととして日本語で書かれたもの、小林昭三著『ワイマル共和国大統領論研究序説』昭和三九年 成文堂、小林昭三著『ワイマル共和国の成立』昭和五五年 成文堂。英語で書かれたものは、Hans Boldt, Article 48 of the Weimar Constitution, its historical and political implications, in: *German Democracy and the Triumph of Hitler*, edited by A. Nicholls and E. Mathias, London, 1971, pp. 79—98.
- (10) 一九四八年の「大韓民国憲法」については、その邦訳は幾つかあるが、本書では、世界経済研究所編『世界憲法辞典』学生書林 昭和二十六年 に所収の「大韓民国憲法」(一九四八・七・一七制定)(一八一—一九三頁)を利用した。
- (11) 関寛植 前掲書 一九頁。
- (12) Young-ho, Lee, *The Politics of Democratic Experiment: 1948—1974*; in: E.R. Wright, *op. cit.*, p. 19.
- (13) 本節注(9)を参照。

第二節

- (1) 関寛植 前掲書 一三六頁。
- (2) 同前書 一四一—一四三頁。
- (3) Young-nok, Koo, *The Conduct of Foreign Affairs*, in: E.R. Wright, *op. cit.*, p. 211. 決議文は次のものである。
 United Nations, *Official Records of the General Assembly, Third Session, 1948, part I*, pp. 961—952. 韓国はその後対外的にその正当性の根拠を主張する時、いっしょこの決議文に拠った。日韓条約にもこの決議文の導入を韓国側が執拗に主張したことは有名である。
- (4) H.C. Hinton, *Korea under New Leadership: The Fifth Republic*, 1983, preface.
- (5) *Ibid.*, p. 15.
- (6) 金一勉著『韓国の運命と原点・米軍政・李承晩・朝鮮戦争』三一書房 一九八二年 五三—五五頁。

- (7) 同前書 五五〜六〇頁。
- (8) H.C. Hinton, *op. cit.*, pp. 15—16.
- (9) Bae-ho, Hahn, *The Authority Structure of Korean Politics*, in: E.R. Wright, *op. cit.*, p. 311.
- (10) Young-ho, Lee, *The Politics of Democratic Experiment*, in: E.R. Wright, *op. cit.*, p. 23. なお李承晩政權の不正選挙の実態とマキヤベリストも顔負けする巧妙かつ悪質な不正選挙技術についての体系的で詳細な研究は、関寛植の前掲書(三五〜一九頁)である。
- (11) Young-ho, Lee, *op. cit.*, p. 22.
- (12) 関寛植 前掲書 二九〜三一頁。
- (13) 同前書 一二二頁、一四一〜一四二頁。
- (14) 同前書 一四二頁。
- (15) 同前書 一四五〜一四六頁。
- (16) 「新東亜」年表 二二〇頁。
- (17) 関寛植 前掲書 一二五頁。
- (18) 「新東亜」年表 二二五〜二二八頁。
- (19) 関寛植 前掲書 九四頁、九七頁。
- (20) 同前書 一八一〜一八九頁。Byung-hun, Oh, *Students and Politics*, in: E.R. Wright, *op. cit.*, pp. 122—123; Young-ho, Lee, *The Politics of Democratic Experiment*, in: E.R. Wright, *op. cit.*, p. 24.
- (21) Bae-ho, Hahn, *The Authority Structure of Korean Politics*, in: E.R. Wright, *op. cit.*, p. 311.
- (22) Young-ho, Lee, *The Politics of Democratic Experiment*, in: *Ibid.*, p. 24.
- (23) 関寛植 前掲書 一五五頁。
- (24) 同前書 四〇頁。
- (25) D・イーストン著、山川雄巳訳『政治体系』(第二版、一九七一年) ペリカン社 一四一頁。
- (26) G. Henderson, *op. cit.*, pp. 197—198. 朴東緒著『韓国行政の発展』ソウル 法文社 一九八〇年 九三〜九四頁。
- (27) Bae-ho, Hahn, *The Authority Structure of Korean politics*, in: *Ibid.*, p. 316.

- (32) 本稿第三章參照。
- (33) G. Henderson, op. cit., pp. 219—224.
- (36) Bae-ho, Hahn, The Authority Structure of Korean Politics, in: *Ibid.*, pp. 304—305, p. 316.
- (37) Young-ho, Lee, The Politics of Democratic Experiment, in: *Ibid.*, p. 25.
- (38) *Ibid.*, p. 26.
- (39) G. Henderson, op. cit., pp. 177—178.
- (40) *Ibid.*, p. 179.
- (43) H.C. Hinton, op. cit., p. 31.
- (46) 張勉政權のいづれの研究のいづれの研究の Sung-jo, Han, The Failure of Democracy in South Korea, 1974.
- (49) Bae-ho, Hahn, The Authority Structure of Korean Politics, in: *Ibid.*, p. 309.
- (50) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (51) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (52) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (53) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (54) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (55) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (56) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (57) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (58) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (59) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (60) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (61) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (62) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (63) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (64) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (65) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (66) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (67) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (68) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (69) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (70) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (71) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (72) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (73) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (74) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (75) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (76) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (77) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (78) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (79) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (80) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (81) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (82) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (83) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (84) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (85) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (86) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (87) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (88) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (89) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (90) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (91) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (92) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (93) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (94) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (95) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (96) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (97) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (98) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (99) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。
- (100) 田中新一, 『現代韓国』, 1974年, 112—113頁。